あんしん相続通信

2019年夏号

終活の要は、遺言書作成！
～改正点を踏まえて～

「遺言なんて、縁起でもない！
自分はまだまだ死にませんよ」

終活で身辺整理は済ませても、遺言作成はまだ先、とお考えのかたは多いかも知れません。

しかし、人生いつ何があるか分かりません。遺言書を作成して、自分の財産をどう処分したいか、意思表明しておきましょう。人生をきれいに終うために、重要なことです。

目次

1. 遺言は争族対策に有効！
2. どんな人が遺言を作成すべきか？
3. 遺言書の種類（改正）
4. 作成上の注意点

マネーコンシェルジュ税理士法人
ビジネスサクセション株式会社

【住所】〒530-0054　大阪府大阪市北区南森町2-1-29　三井住友銀行南森町ビル3Ｆ
〒107-0052　東京都港区赤坂8-13-19インペリアル赤坂1番館512号
【電話】0120-516-264／06-6450-6990
【FAX】06-6450-6991
【メール】info@money-c.com
【HP】https://www.money-c.com/gyoumu/souzoku.htm
【担当者】木下　洋子／今村　京子／村田　直／今村　仁

（１）遺言は争族対策に有効！

■遺言によって財産の分け方の指示をしておけば、残された相続人同士の争いを回避できます。

■遺言書で、誰に、どの財産を渡すかを明らかにしていれば遺産分割協議の必要がなくなるので、財産を受け取る人を受ける人が早期にスムーズに財産を取得することができます。

（２）どんな人が遺言を作成すべきか？

【相続人同士の遺産分割協議が難航しそうなケース】
①**子供がいない夫婦で配偶者の他、親または兄弟姉妹が相続人となる場合**
②**事業を承継する子に特別に多く財産を与えたい**場合
③内縁の妻や**認知した子**がいる場合
④財産を与えたくない子がいる場合　etc.

【相続人以外の第三者に財産を渡したいケース】
⑤相続人ではないが、**お世話になったひと**に財産を渡したい場合
⑥財産を**公益事業に寄付**したい場合　etc.
.

上記①の子供がいない夫婦のケースで夫が死亡し、相続人が「妻」と「夫の兄弟で」ある場合

■遺言書なし　⇒　妻の法定相続分 3/4、兄弟の法定相続分 1/4。
兄弟と遺産分割協議を行う必要がある。預金や不動産の名義変更に全員の判子が必要。

大変・・・。

■「全財産を妻に」との遺言書あり　⇒「遺言書の内容は、法定相続分より優先される。
兄弟には遺留分（注）がないので妻は全財産を取得できる。

妻の
生活が守られる！

(注)遺留分とは、兄弟以外の相続人について、その生活保障を図るなどの観点から、最低限の取り分を確保する制度。

（3）遺言書の種類（改正）

	公正証書遺言	自筆証書遺言（旧）	自筆証書遺言（新）
作成方法	①公証人による口述筆記 ②2 名以上の証人の立ち会い必要	①本人が全文自筆で書く ワープロ・パソコン不可 **⇒手続きが面倒** ②証人不要、本人が単独で作成できる	①本人が全文自筆で書く **財産目録についてはワープロ・パソコン可能に** **通帳のコピーも可能** ②証人不要、本人が単独で作成できる
保管場所	公証役場	自分で保管	**法務局**
費用	数万円ほど（財産額によって変わる）	不要	数百円の印紙代のみ
遺言書の安全性	公証役場が保管するので安全	第三者による改ざん、破棄、未発見のリスクあり	法務局が保管するので安全
家庭裁判所の検認	不要	**必要** **⇒相続手続きまでに時間がかかる**	不要

2019 年 1 月 13 日施行

2020 年 7 月 10 日施行

（4）作成上の注意点

■以下の場合は、遺言が無効となってしまいます

①民法で定める形式に沿っていない遺言・・・民法の改正により、財産目録をパソコンで作成した場合でも、各ページに署名・押印がないと無効となります。

②遺言能力のない者がした遺言・・・・・・・遺言作成者が認知症である場合は、遺言書の有効性が問題となります。

※民法の改正により、自筆証書遺言の作成が手軽になりましたが、無効となってしまっては、元も子もありません。やはり、**公証人に作成してもらう公正証書遺言のほうが安全でおすすめです。**

■遺留分に配慮する

遺言書が遺留分を侵害していたら遺留分の減殺請求という争いが生じる可能性があります。

この場合は、遺言書に付記書きをして、その理由を書いておきましょう！

会社概要

会社名	マネーコンシェルジュ 税理士法人	会社売るなら、ビジサク！ ビジネスサクセション株式会社
代表	今村 仁	
所在地	〒530-0054　大阪府大阪市北区南森町 2-1-29 三井住友銀行南森町ビル 3F	〒107-0052　東京都港区赤坂 8-13-19 インペリアル赤坂 1 番館 512 号
電話番号	06-6450-6990	03-6455-4275
FAX 番号	06-6450-6991	03-6455-4276
メールアドレス	info@money-c.com	info@business-s.jp
ホームページ	https://www.money-c.com https://sogyo5.money-c.com https://chosa.money-c.com https://kessan.money-c.com https://tsubo.money-c.com	https://www.business-s.jp
営業日	月～金　9：00 ～ 17：30	
休業日	土・日・祝日	
人数	9 人（税理士 3 人、グループ全体）	
資本金	2,000 万円（グループ全体）	
設立	2003 年	2007 年
業務内容	税務会計業務全般（電子申告対応）/ 記帳代行業務 / 給与計算代行業務 / 経営コンサルティング業務 / 経営分析・事業計画作成支援業務 / 新規開業支援業務 / 節税及び金融機関対策業務 / 経理の合理化支援業務 / 自計化支援業務 / 会計ソフト導入・運用支援業務 / 相続贈与申告・対策業務 / 事業承継支援業務 / 相続名義変更支援業務 / 税務調査対応業務 / IPO 支援業務 / M＆A支援業務 / セミナー講師業務 / 執筆業務 ◎『認定経営革新等支援機関』に認定	M&A に関する仲介、斡旋、アドバイザリー業務 企業及び事業の再生、再構築に関するアドバイザリー業務 MBO 支援業務 企業、事業のデューデリジェンス業務 事業承継全般のコンサルティング業務 セミナー業務・執筆業務など
決算期	12 月	12 月
取引銀行	三井住友銀行　南森町支店	三井住友銀行　赤坂支店
ネットワーク	株式会社オールアバウト「節税対策」公式ガイド / 株式会社日本 M&A センター「ビジネスサクセション」/ ＮＰＯ法人相続アドバイザー協議会 上級アドバイザー / ビジネス会計人クラブ (BAC) 会員 / 日本ファイナンシャルプランナーズ協会 / 株式会社ミロク情報サービス / 積水ハウス株式会社 / 大阪商工会議所北支部 / 積和不動産関西株式会社 / 相続名義変更アドバイザー事務所 / 宝印刷株式会社 / フジ住宅株式会社 / 株式会社オンデック / 大和ハウス工業株式会社 その他、司法書士・社会保険労務士・弁護士・行政書士など	
アクセス	 地下鉄：大阪メトロ谷町線・堺筋線「南森町駅」①出口を出てすぐ JR　：東西線「大阪天満宮駅」①出口を出てすぐ 車　：阪神高速「南森町」下車すぐ	 地下鉄：東京メトロ千代田線「乃木坂駅」①出口徒歩5分「赤坂駅」⑦出口徒歩8分 東京メトロ銀座線・半蔵門線・都営大江戸線「青山一丁目駅」④北出口徒歩10分 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」⑦出口徒歩10分